

## ○大和市証人等の実費弁償に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、次条各号に掲げる者（以下「証人等」という。）の実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

地方自治法第207条では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、市議会、各行政委員会等の委員会、公聴会等に参考人や関係人として出席した者（証人等）に対しては、これに要した実費を弁償しなければならない旨が規定されている。これを受けて、本条例が定められたものである。

(支給対象)

第2条 実費弁償の支給対象となる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会の要求に応じて出頭した者
- (2) 法第100条第1項の規定により市議会の要求に応じて出頭した者
- (3) 法第115条の2第1項（法第109条第5項の規定により準用される場合を含む。）の規定により市議会、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて公聴会に参加した者
- (4) 法第115条の2第2項（法第109条第5項の規定により準用される場合を含む。）の規定により市議会、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人
- (5) 法第199条第8項の規定により監査委員の要求に応じて出頭した者
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により公平委員会の要求に応じて出頭した者
- (7) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により農業委員会の要求に応じて出頭した者
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条の規定により選挙管理委員会の要求に応じて出頭した者
- (9) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により審理員の要求に応じて出頭した者
- (10) 前各号のほか、特別の理由により市長その他の執行機関、議決機関又は附属機関の要求に応じて出頭した者

## 【解説】

前条の規定を受けて、本条例に基づき実費弁償が支払われる証人等の範囲を明らかにしたものである。第1号から第9号までに例示した者のほか、第10号では、市の執行機関、議決機関又は附属機関の要求に応じて出頭した者を広く対象としている。

なお、この条例に基づいて、県人事委員会へ出頭した証人（大和市公平委員会が設置される前である平成8年）、議会運営委員会において「大和市議会政務調査費の交付に関する条例」の制定に当たり、参考人として招致し、意見を聴取した市内の商工団体、農業団体、福祉団体、労働団体及び自治会連絡協議会の各代表者（平成13年）に支払った例がある。

（実費弁償の額及び支給方法）

第3条 証人等については、1日につき3,000円を支給する。

2 旅費（日当を除く。以下同じ。）を要する場合には、一般職の職員に支給する旅費の例により、これを支給する。

3 旅費は、証人等の居住地を起点として算出する。

4 実費弁償は、出頭又は参加のあったときに支給する。

## 【解説】

実費弁償の具体的な金額や手続を規定したものである。

### <第1項関係>

実費弁償のうち日当の額は、1日につき3,000円としている。委員会や公聴会等への出席は、判断や審査の参考にするためであって、出席した証人等に対しては、あくまで「実費」を支払うという趣旨から、証人等がどのような者かによって区別することなく、一律の額を設定している。

### <第2項・第3項関係>

証人等の出席等に旅費を要する場合は、本市の一般職の職員に支給する旅費の例により算定して、これを支払うものである。その算定は、大和市職員の旅費に関する条例によることとされ、その額は「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する」（同条例第7条参照）とされている。また、旅費の額は、証人等の居住地を起点として算出される。

### <第4項関係>

実費弁償は、事前の支給ではなく、出席等の実績に基づいて支払うこととしている。

(適用除外)

第4条 本市から給料（任用期間の定めのある常勤職員の給与を含む。）を受けている者に対しては、この条例の規定による実費を弁償しない。

**【解説】**

本市から給料等を受けている者が、この条例で定められている委員会等への出頭や参加をする場合については、当該出席等が本来の職務となるため、実費弁償の対象にはならない。